

海外で出産予定の方へ  
出産育児一時金を申請される際は  
出生届をご用意ください。

- 海外出産をして出産育児一時金を申請される際は、海外での出産を確認するための書類が必要です。

日本国籍の方の場合は、日本大使館（領事館）発行の出生届（控）または市民課発行の戸籍（いずれもコピー可）を添付してください。  
ただし、戸籍にお子さんの名前が記載されるまで時間がかかります。

外国籍の方の場合は、再入国の際、入国管理局で出生届が回収されてしまうため、あらかじめコピーをとっておいてください。

出生届等がない場合は、確認にお時間がかかることもあります。

★申請時に必要なもの

- ①出産育児一時金支給申請書
- ②保険証
- ③認め印
- ④世帯主名義の預金通帳
- ⑤日本国籍の方の場合は日本大使館（領事館）発行の出生届または市民課発行の戸籍  
外国籍の方の場合は出生届
- ⑥出産育児一時金にかかる誓約書
- ⑦同意書
- ⑧パスポート

※申請書、誓約書と同意書の様式は健康保険課窓口にあります。

【お問い合わせ先】

八尾市健康保険課国民健康保険係  
電話：072-924-3865